

厚生労働科学研究費補助金

健康安全・危機管理対策総合研究事業

性暴力被害者が安全にかつ安心して
必要なケアを受けられるシステム構築のための調査研究

平成22年度 総括研究報告書

研究代表者 高瀬 泉

平成 23 (2011) 年 5 月

目 次

I. 総括研究報告

性暴力被害者が安全にかつ安心して 必要なケアを受けられるシステム構築の ための調査研究 高瀬泉	-----	1
(資料1) 専門家証言に関する学会発表スライド	-----	4
(資料2) 被害者対応に関する学会発表スライド	-----	8
(資料3) 成果発表会スライド	-----	11

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
総括研究報告書

性暴力被害者が安全にかつ安心して
必要なケアを受けられるシステム構築のための調査研究

研究代表者 高瀬 泉 山口大学大学院医学系研究科法医学講座講師

研究要旨

性暴力被害者が、事件後の早い段階で適切な医療や心理的なケアを受けることで、その後の心身の回復が速まるとされている。しかし、現在の我が国では医療機関を受診しようとしても診察を拒否されたり心理面への配慮がほとんどなされなかったりする。また、警察などでは何度も事情を聴かれたりする。このような状況では被害者がさらに不快な経験をし（2次被害）、心理的回復の遅れから不適応、休職・退職など社会経済学的損失や被害の潜在化にもつながると考えられる。

したがって、性暴力被害者の回復支援のみでなく、性暴力のない安全な社会実現のためにも適切なシステムの構築が必要であると考ええる。そのためには、医療職、行政・司法職、ボランティアなどが連携して、被害者の心理面に配慮した対応を提供する必要がある。

平成22年4月大阪府松原市の阪南中央病院に包括的なケアを提供する「性暴力救援センター大阪（Sexual Assault Crisis Intervention Center Osaka: SACHICO）」が我が国で初めて設置され、被害者の意思を尊重した医療対応や証拠採取、希望に応じて警察・カウンセリング・弁護士等の紹介が行われている。

そこで、初年度は、当初の計画に沿って同センターでの対応上の問題点を抽出した。その結果警察へ届けない場合の採取試料の保存・保管、被害者による医療費の自己負担、所見の画像記録・保管方法などが問題点として挙げられた。採取試料の保存・保管については研究協力者らとの協議や専門家の意見を参照し、超低温冷凍庫を設置した。他の2点については、新たな研究協力者を迎え、施策への提言や改善策の検討を行いたい。当初予定していた診断書等記載方法については十分に検討できなかったため、次年度の課題とする。さらに、次年度は関係機関との定期的な連絡会などの継続や一般への報告会などを行い、本事業を広く周知することにも努めたい。そして、最終年度のガイドライン作成準備を進める。

本研究により被害者に利益がもたらされるばかりでなく、関係諸機関への成果も大きいと考える。また、女性の健康づくりや雇用・労働に関する施策にも貢献できる可能性がある。そして、究極的には性暴力被害の潜在化や同様の事件の抑止につながり、Public Safetyという観点からもその果たせる役割は大きいと考える。

研究協力者：加藤 治子 性暴力救援センター大阪代表

A. 研究目的

性暴力は20代女性の低体重、更年期障害、ひきこもり、うつ、アルコール依存症などの背景に潜んでいる可能性があり、女性のライフサイクルに影響を及ぼす問題である。したがって、本研究は厚生労働省における女性の健康づくりに関する施策へ貢献できる可能性がある。

さらに、性暴力被害により休職・退職せざるを得ないこともあるため、雇用・労働施策にも関わる問題である。

性暴力救援センター大阪ではこうした被害者に対してカウンセリング・弁護士・然るべき行政機関等を紹介しており、こういった点からも本研究を施行する意義はあると考える。また、労使関係の中での性暴力も存在しており、こういった問題を提示することで、新たな施策や一般への啓発につながる可能性がある。

本研究において被害者が必要とするケアを提供し、その対応経験に基づくガイドラインを作成することで、他の関係諸機関においても適切な対応が行われると期待される。

そして、関係諸機関を訪れる被害者が増え、性暴力被害の潜在化や同様の事件発生を抑止につながる可能性もあり、Public Safetyという観点からもその果たせる役割は大きいと考える。

また、一般のチーム医療の推進という点においてもモデルを示すことができると考える。

B. 研究方法

初年度は当初の計画に沿い、実際に対応にあたったスタッフらから対応上の問題点を抽出した。また、性暴力被害者の医療費全体に占める公的支援および自己負担の割合についても検討した。さらに、都道府県警察による公的支援内容についてそれぞれのホームページ上や一般に公開されている資料をもとに情報収集を行った。

(倫理面への配慮)

本研究では通常の病院業務と同様、

個々の被害者の個人情報管理は厳密に行い、データの公表にあたっては個人が特定されないかたちで行う。

また、診察・検査および証拠採取にあたっては、事前にその手順や内容について説明した上で、被害者の同意を得る。さらに、診察・検査および証拠採取の途中でやめなくなった場合にはいつでも中止できること、その際には、機会を改めて受診できることなども事前に伝えておく。

このような被害者の意思を尊重した対応を提供することこそが、性暴力救援センター大阪の設立趣旨でもある。

C. 研究結果

平成22年4月から23年3月までに、のべ1463件の電話相談が寄せられ、そのうち来所に至ったのはのべ387件であった。特筆すべきこととして、被害者の再診率の高さ(約87%)が挙げられた。

一方、主な対応上の問題点として以下が挙げられた。まず、警察へ届けられない場合の採取試料の保存・保管であった。そこで、研究協力者や専門家らと協議し、超低温冷凍庫を設置した。次に、支援者同士、支援者から医師等への引き継ぎが円滑でない場合があることが明らかとなった。この点については、コーディネーターによりマニュアルを作成したり連絡ノートを常備したりといった試みがなされた。また、運営会議および症例検討会が各々月1回開催され、現状を把握しつつ、継続的により良い対応を行えるよう議論が重ねられてきた。そして、当初から関係機関との円滑な連携が課題であったが、警察および他の支援機関と率直な意見交換を行う場が設けられたことで、互いの役割を再確認でき、協力体制も徐々に整いつつあるといえる。最後に、被害者による医療費の自己負担が全体の約70%(残り約30%が公的負担)を占め、また、被害者の10%が10万円以上を支払っていることが明らかとなった。そして、都道府県警察によっては引越しの費用まで支援していることも分かった。

D. 考察

前項のとおり、被害者の再診率が高い(約87%)ことは、性暴力救援センター大阪(Sexual Assault Crisis Intervention Center Osaka: SACHICO)の対応への評価につながる可能性が示唆された。

警察へ届けられない場合の採取試料は超低温冷凍庫に保存・保管することにしたが、証拠能力という点では不備があると考えられ、さらなる改善策を検討したい。また、診察所見の画像記録・保管や診断書等記載の方法についても十分検討できなかったため、裁判等も見据えたガイドライン作成に向けて次年度の課題としたい。さらに、関係機関との連携では産婦人科医等の協力を得られにくい現状があり、その原因の1つとして裁判での専門家証言が挙げられる。ここで、研究代表者は法医学者であり、専門家証言も本来の業務であることから、どういったかたちで連携・役割分担できるか模索していきたい。

自己負担の問題については、警察へ届けなければ支援を受けられない点が問題であると考えられ、施策への提言を目指したい。また、性暴力被害後、引っ越しや休職・退職せざるを得ない場合もあり雇用・労働問題にも関わる実情をさらに調査する必要があると考える。

平成23年6月12日には性暴力救援センター大阪での約1年間の活動報告会が開催されるが、一般へ広く情報を提供できる貴重な機会であると考えられる。

E. 結論

性暴力救援センター大阪での対応は評価されつつある可能性が示唆された。

また、センター内外で可能な限り意見交換の場が設けられることで、協力・連携体制の礎が築かれつつあり、今後もこうした機会を設定し続ける必要があると考えられた。

今後は、被害者の自己負担、診断書等記載方法、専門家証言のあり方を検討課題としたい。

F. 研究発表

1. 論文発表

Takase I, Yamamoto Y, Yamasaki S, Nishi K. Histological and Immunohistochemical investigation of live birth in a submerged neonate using blood-group antigens. Acta Crim Japon 76:1-6, 2010.

高瀬泉. 法医学からみたDV. 助産雑誌 64(9): 778-782, 2010.

2. 学会発表

高瀬泉, 劉金耀, 藤宮龍也. 専門家証言のあり方と研修の必要性 - 性暴力・性虐待事例をふまえて -. 第94次日本法医学会学術全国集会, 2010.

高瀬泉, 劉金耀, 白鳥彩子, 白藤せい子, 藤宮龍也. 児童虐待および性犯罪被害者への対応にみる問題点と今後の展望. 第27回学術中四国地方集会, 2010.

(資料1)

専門家証言のあり方と研修の必要性 - 性暴力・性虐待事例をふまえて -

高瀬泉、劉金耀、藤宮龍也
(山口大学大学院医学系研究科
法医・生体侵襲解析医学分野)

背景(1)

我が国の法制度は、明治維新後導入されたドイツ系大陸法がその根幹をなしている。第二次世界大戦後、英米の 'Common Law' 的要素が加わり、独特な体系となっている。

我々法医学者は日々の業務のなかで、専門家として法廷で意見を述べることもあるが、そのあり方は非常に曖昧である。

法には下記のように定められている。

刑事訴訟法第156条「証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる」
同第165条「裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる」

背景(2)

一方、大陸法系では鑑定人は裁判官の補助者的役割として中立であること、英米法系では鑑定人はある分野の専門家 (Expert Witness) で原告あるいは被告側の要請に応じて意見を述べる事が明確にされている。

我が国では、2009年5月に裁判員制度が導入されるなど司法制度改革が進められており、これまでほとんど顧みられなかった専門家証言のあり方について考えたい。

そこで、筆者が米国で受けた性暴力・性虐待被害者の検査と証拠採取に関する研修のうち、'Expert Witness' についての講義内容を概括し、その内容について検討し、日本においても参考になると考えられる点を考察した。

なお、研修は、主にカリフォルニア州内の医師と看護師を対象に実習を含み、性暴力で5日間、性虐待で3日間行われた。

Expert Witness とは

- One who **has special qualifications, education, skills, or experience** and can educate the jury in matters beyond the experience of the jury members

* 費やした時間に対し、十分な報酬が与えられる

cf. 'Perceptant' Witness: One who has direct contact with or knowledge of that to which he/she testifies

If any opinion is offered, it must be within the realm of experience of the jury members.

* 報酬は最低限、あるいは、なし

十分な準備(プロトコル)の重要性

- プロトコルに則った診察や検査を一貫性をもって遂行する
- プロトコルへの記録は単独でも証拠資料として十分であるよう努める

- * プロトコルを熟知しておくことは必須である
- * 検査者が適切に診察できるのは1度しかないため、不完全あるいは杜撰な診察や記録では再現不可能である
- * 被害者からの明白でない、あるいは、説明のない、結論につながる申告はそのまま記載せず、詳細を確認する
- * 医療者と警察官が同席して事情を聴くことで矛盾を解消する
- * 経緯について知る他者の存在の有無を確認する

検査者の役割

- 適切: **事実を見つけること**
- 不適切: 被害者の擁護者、あるいは、検察側の一員となってしまうこと

- * 究極の法医学の目標は、真実を追求する捜査に役立つデータを集めること
- * 検査者の使命は客観的に証拠を収集し、身体所見を記録すること
- * 検査者は、法医学的に客観性を持ちつつ、配慮あるケア提供者であるという困難を受け入れなければならない

検察あるいは弁護側との接触

- 検察側: District Attorney, Prosecution Investigator
最初の接触は、召喚状である可能性が高い
検査者と District Attorney の経験を率直に伝え合うことで、コミュニケーションが円滑になり、その後の誤解を最小限にとどめられる
各事件で検査者の期待される役割や責任を明確にする
- 弁護側: Defense Attorney, Public Defender, Defense Investigator
最初の接触は、より非公式である(例: 情報提供依頼の電話)
検察側目撃者からの対立する新たな証言は、検察側と共有しなくてもよい

弁護側からの接触への対応

- フロトコールあるいはポリシーの一貫性を確立するために local district attorney と先を見越した議論をしておく
- 臨床法医学検査者は、弁護側と事件について議論する際、district attorney に同席を求めることができる
 - * 地域によって異なる
 - * 決して事件についての議論を拒絶しない
 - * 議論あるいは回答すべき特定の問題点および質問を示すよう要請する
 - * 費用を請求することもできる

召還されたら

- すべての情報を見直す
 - OES フロトコール
 - 写真(身体用の35mm、コルホスコーフ)
 - 診察記録
 - 病院での臨床検査結果
 - 補助的なメモや記述
 - 科学捜査機関の検査結果
 - 複写物の一貫性
- * 能率と生産性が上がる
- * 検察官と同じデータを所有していることを確認する
- * 裁判の一連の流れを確認する
- * 証言の経験がないとき、意見が変わったり記録に誤りあるいは省略があったと気づいたとき、間違ったときには、検察官へ知らせる
- * 検察官は知られていることは扱えるが、そうでないことは扱えない
- 召還側との協議
- 裁判前の打ち合わせの調整

裁判前の打ち合わせ

- 今回の事件の基本的な問題点を明らかにする
- * 証言において浮上する可能性のある全ての話題について議論する
- 弁護側の戦略を理解しておく
 - * タイフによって証言が影響される
- District Attorney の特徴的な手法/技術を議論する
 - * District Attorney が必ずしも性暴力について、一般的に、あるいは今回の事件について特別に、全て理解しているわけではない
 - * 模擬証言を検討するのもよい
- 問題となり得る部分を議論しておく
- 証拠の提示に関する考えを提供する
 - 証拠の強み、弱みを議論する
 - 解剖モデルを使用する
 - 実演する(診察/証拠採取の技術、損傷機転)
- * 専門家の意見や証言には限界があることを確認する
- 裁判の一連の流れを確認する
 - 費用、日程、携帯電話などによる 'on call' 証言

疑問点となり得る問題の明確化

- 'Chain of Custody'
 - * 証拠試料などを採取から保存・保管、分析、裁判まで慎重に扱う
- 完全さの提示
 - * たとえ、証拠採取あるいは診察所見が焦点とならなくとも、完全な評価あるいは検索が行われたことを示す必要があるかもしれない
- 検査者の専門家としての適格性/経験
- 特別な問題
 - 一貫していないこと
 - * 診察と被害者の申告との間の矛盾について聞かれるかもしれない
 - 不完全あるいは記載のない記録
 - * 記載内容、あるいは、記載のない記録について聞かれるかもしれない
- 証拠に関する問題
 - * いつも習慣としている実践の基準、あるいは、今回の事件の証拠が特に合致するか説明を求められるかもしれない
 - * 診察過程や記録の多様性あるいは誤りについて聞かれるかもしれない
- 査定や結論に関する意見の限界

弁護側の戦略および焦点

- '強かん' に対する3つの基本的な弁護戦略
 - 何も起こらなかった、被害者が全て作り上げた
 - 何かが起こったかもしれないが、被告人との間ではない
 - 行為はあったが、同意があった
- 焦点
 - 1) 検査者に対して
 - 資格の適格性
 - 偏り(被害者の擁護者や検察側の一員となっていないか)
 - 2) 被害者に対して
 - 正直さ、性格特徴、'強かん神話'
 - 3) 診察/検査過程について
 - 完全さ/省略、技術/証拠の統一性、記録、矛盾点

法廷への全般的な準備

- 同僚が証言しているところをみる
 - * より経験を積んだ同僚の証言は、担当事例での経験を明確にし、不安を取り除く
 - * 同僚あるいは指導者がプロトコルの記録を再検討し、法廷にも同席することで、さらなる質の向上が図られる
- 召喚状を送って来た検察官の裁判をみる

出廷に際しての基本ルール

- 適切な服装
 - 専門家らしく、改まりすぎない
 - 宝石は光りすぎず、高すぎない物
 - ふるまいに注意
 - 礼儀正しく、専門家らしくあること
 - テキパキと準備が整っていること
 - 自らの報告書を暗記する必要はない
- * 陪審員に直接話し、関係性(rapport)を構築する

証言の基本的事項

- 証言者としての資格化の過程
- 履歴書の使用
- 弁護側から証言者の適格性や専門性を問う予備尋問(voir dire)要請の可能性
 - * 予備尋問は陪審員の適格性について問う際によく使われる
 - * 予備尋問は、証言者が特別な知識、研修、専門性を培った経歴を明らかにする
 - * 判事は特別な資格が'expert witness'の地位を保证するか否かを判断する
 - * 陪審員は専門家の意見の影響/信用性に重きをおく

証言技術

- 必要に応じ、記憶を新たにする
 - 目的は正確さであって、記憶テストではない
- 質問を最後まで聴く
 - 必要があれば、質問の再確認あるいは明確化をする
- 答える前に質問を理解する
- 質問に対する答えのみ発言する
 - 修飾したり自ら先に情報を出したりしない
 - 推測や憶測はせず、分からないときは正直に述べる
 - 分かりやすい言葉を用い、医学用語は説明を加える
 - 複雑な質問には慎重になる
 - 異議がある場合は判事の判断を待つ
- 'はい—いいえ'で答える質問では、説明を要求されるかもしれない

尋ねられること

- 医学的所見の説明と意義
 - 何を見つけたか
 - どこで見つけたか
- 他の観察事項
- 陰性所見の説明
- 専門的意見
 - * 自信は大切だが、傲慢にならないこと
 - * 法廷で検査者以上に診察や検査について熟知している者はいない
 - * 医学的証拠は事件全体の一側面にすぎない
 - 陪審員は、その他の証言や提示された証拠などもみている

すべきこと、してはいけないこと

- 専門の範囲を認識すること: 領域をこえない
 - 限界を認めることで、信用性が増す
- 常に礼儀正しく、専門的であること
 - 検察官や判事と論争しない
- 常にありのまま、客観的であること
 - 証人であって、被害者の擁護者ではない
 - 事実を明白に中立の立場で示す

‘(より)悪い事柄’

- ・「証言することは試験である」
 - 我慢強さ
 - ふるまい
 - 専門職業意識
 - 知識
 - 今回の事件における取り扱い
 - ・ 証拠採取
 - ・ ‘Chain of custody’
 - ・ 記録
- などが試されている。

‘(より)良い事柄’

- ・「本を開いてもよい試験である」
必要があれば、
 - 報告書
 - 損傷・証拠の状態を示す写真
 - 収集した証拠
 - 陪審員への説明を補助するあらゆる物を参照できる
- ・ 証人を評価する委員、すなわち陪審員の面前で、自らの価値(信用性)を上げるために、「私には分からない」という発言が許される、数少ない試験の1つである

米国で問題となっている事柄

- ・ 証拠採取を行う SANE (Sexual Assault Nurse Examiner) が直面している問題
 - 証言者としての適格性: 実際に採取していない医師が代わりに証言台に立つこともある
 - 証拠の質
- ・ SANE のなかでも、対応経験が豊富(年数・症例数ともに)、管理職の立場にある人、研修等を適宜受講している人は、証言に際して困難を経験することが少ない(Campbellら)
→ 検察等との連携・協調にも問題を感じていない

米国での取り組みと日本の現状

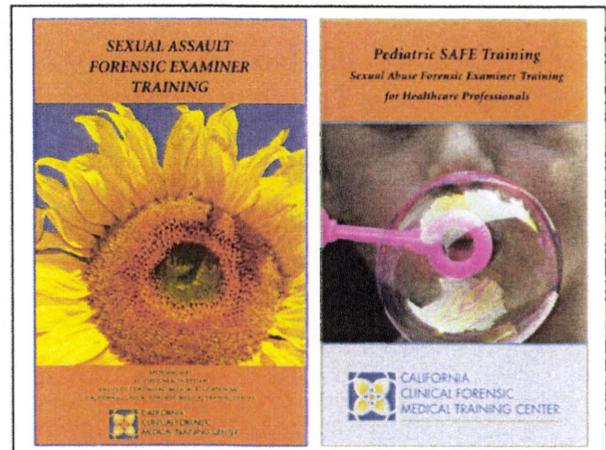
- ・ (米国)証言者としての適格性
 - ← SANE 養成プログラム内に
 - ロールプレイ
 - 模擬裁判
 - 裁判記録の再検討
 - ← 心理学者の場合: 裁判ビデオによるフィードバック
- ↓
- ・ (日本)
ある公的機関では模擬裁判等ができる設備が整っている。しかし、医療界においては、裁判での証言に関する系統だった研修等は存在しない。

専門家のあり方と研修等の必要性

米国での研修は、司法関係者による講演に加え、実際に法廷での証言経験のある医師および看護師が主催者であったため、具体的かつ実践的であった。

我が国においても専門家の立ち位置やその役割を明確にするとともに、実践を視野に入れた一定の研修などが必要であると考えられた。また、検察等との関わり方についても検討の余地があると考えられる。

今後の取り組み方次第では、裁判のあり方自体にも影響が及ぶと考えられた。



(資料2)

児童虐待および性犯罪被害者への
対応にみる問題点と今後の展望

高瀬泉, 劉金耀, 白鳥彩子,
白藤せい子, 村上駿一, 藤宮龍也

(山口大学大学院医学系研究科法医・生体侵襲解析医学分野)

児童虐待

～特に性虐待に着目して～

はじめに-児童虐待-

2000年(平成12年)

- ・児童虐待の防止等に関する法律
「児童相談所運営指針」「子ども虐待対応の手引」改定
地方交付税の積算基準改定⇒児童福祉司の増員など

2004年(平成16年)

- ・児童虐待防止法改正<議員立法>
- ・児童福祉法改正
- ・「子ども・子育て支援応援プラン」策定
虐待防止ネットワークを全市町村に設置
全市町村で生後4カ月までに全乳児の状況を把握

2007年(平成19年)

- ・児童虐待の防止などに関する法律および
児童福祉法の一部を改正する法律

取り組みの現状と問題点-児童虐待-

こども(家庭)相談センターからの鑑定依頼
計 5~10 件/年
Sexual Assault Crisis Healing Intervention
Center Osaka (SACHICO) 性暴力支援センター大阪

◇ 性虐待での問題点

自慰行為の可能性【事例1】
交際相手との性行為の影響【事例2】
外陰部の証拠写真と児童ポルノ

取り組みの実際-性虐待-

事例1

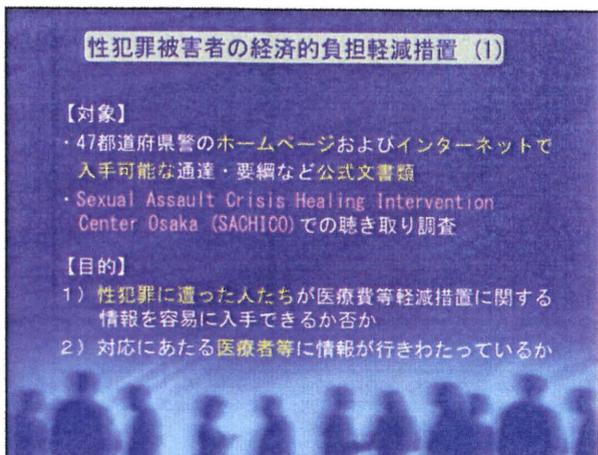
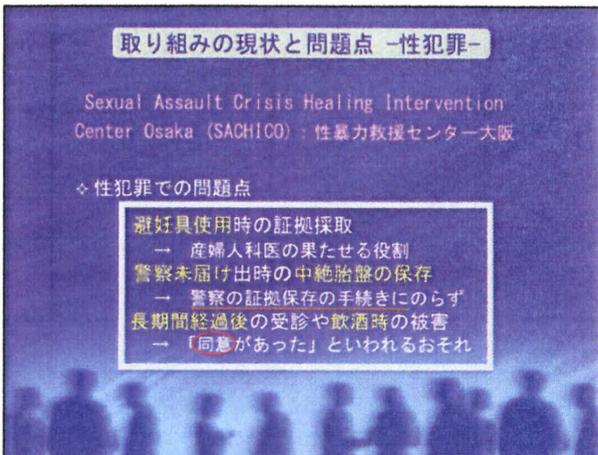
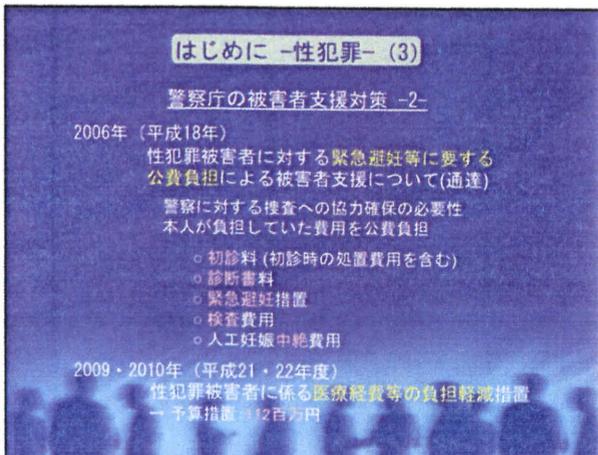
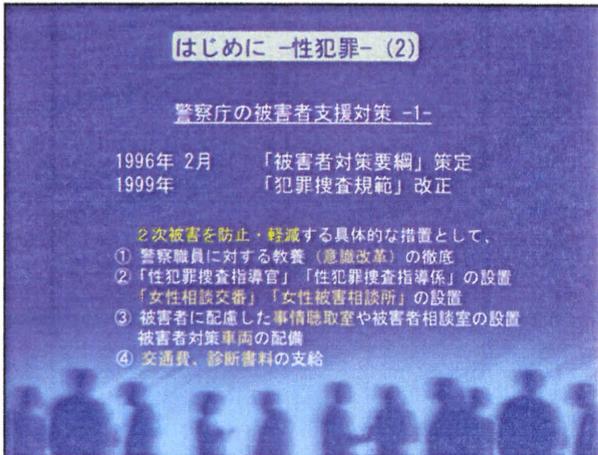
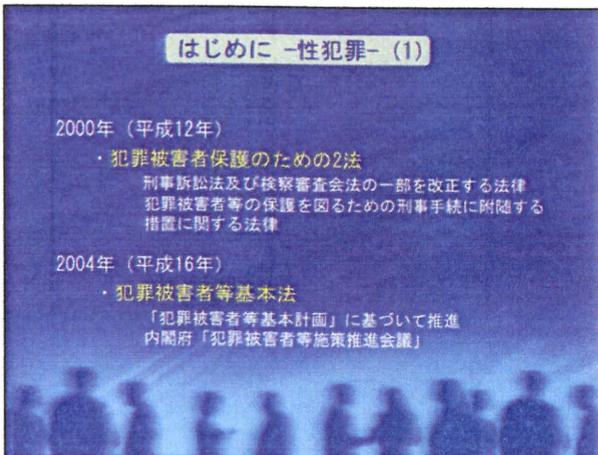
詳細は
編集削除

事例2

詳細は
編集削除

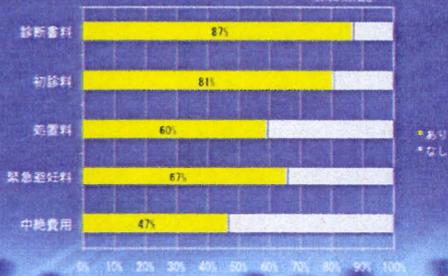
今後の課題-性虐待-

- ◇ 自慰行為の可能性
弁護士より「子どもの踵の長さは？」との質問
→ 海外では更年期女性を対象とした踵等の長さに関する
報告あり
- ◇ 交際相手との性行為の影響
所見から長期的な虐待の可能性についてどこまで言及できるか
- ◇ 証拠写真と児童ポルノの違い
同意を得た上で、カメラではなくコルボスコピーで撮影
→ データ蓄積の必要性 * 海外ではアトラスあり



性犯罪被害者の経済的負担軽減措置 (2)

【結果1】 HP等での明確な記載の有無について



性犯罪被害者の経済的負担軽減措置 (3)

【結果2】

- ・ いずれにも問い合わせ窓口の記載はあるが、詳細な記述は1割未満 (北海道、茨城県など) ← 特に旅費認識されず
- ・ 負担範囲および額に差 (青森・秋田・山形県などでカウンセリング費用、群馬県で引越し費用) (初診のみから再診時含むまで・上限額設定から実費全額負担まで) ← 引越し・休職の必要

さらなる改善の必要性

今後の課題 - 性犯罪 -

- ❖ 避妊具使用時の証拠採取
 - 海外では、潤滑剤成分を検出した報告あり
- ❖ 警察未届け出時の中絶胎盤の保存
 - 記録・写真撮影後、家庭用冷凍庫で保存・保管
証拠能力・安全面等の問題もあり、改善必要
- ❖ 長期間経過後の受診や飲酒時の被害
 - 児童虐待と同じく、犯罪の立証はかなり困難
心理/精神面への良好な影響
- ❖ 医療経費等の負担軽減措置に関する情報の普及活動
 - 医療者に対して：学会および論文発表
警察に対して：都道府県警との研修/意見交換会

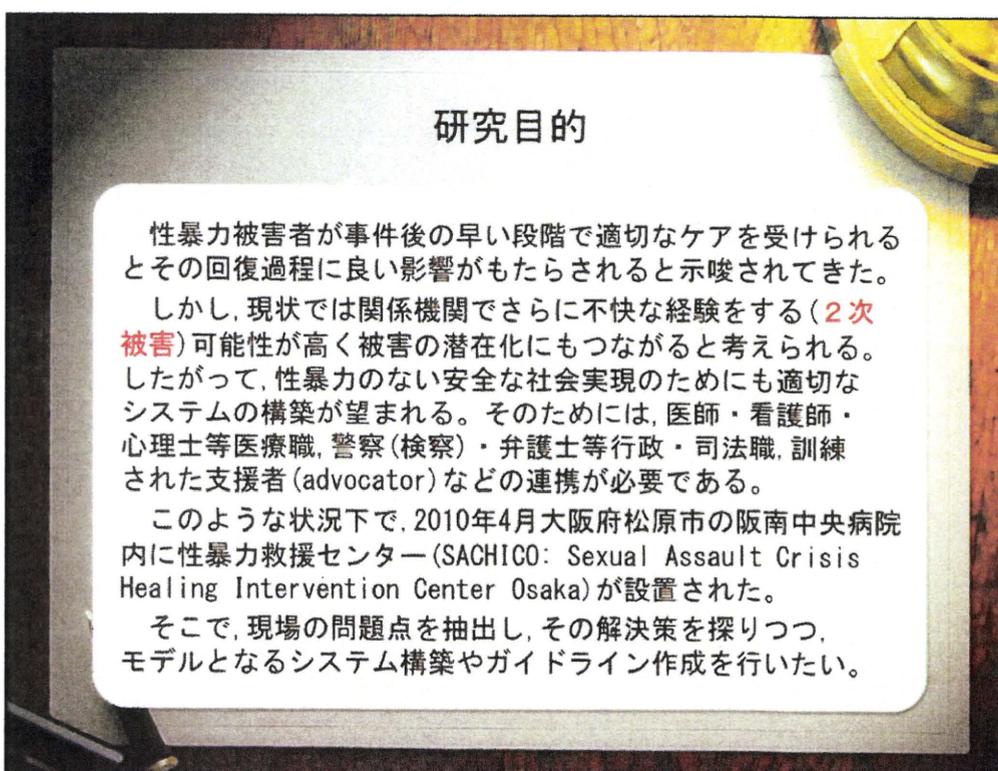
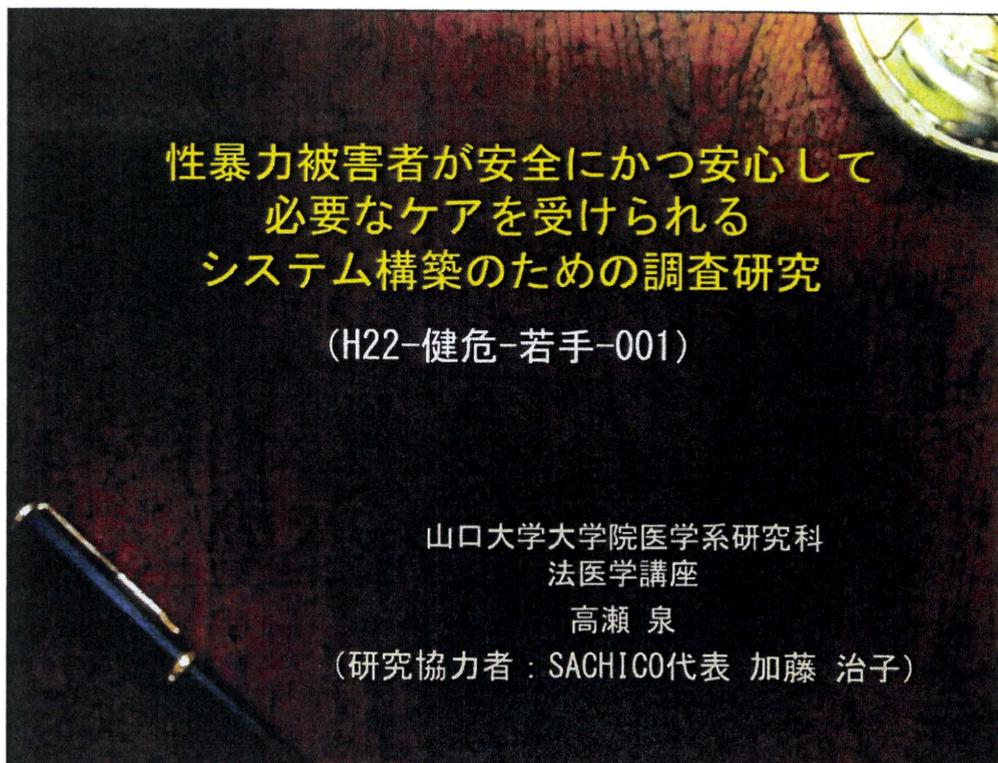
まとめ

臨床法医学および米国で性虐待および性犯罪事例における証拠採取等の研修を受けた経験から、損傷鑑定および意見書等の作成に関わりつつ、政策に生かされる提言を行えるよう、被害者が病院で実際に支払った費用を集計中である。

本研究は、下記助成を受け実施致しました。

平成22年度厚生労働省科学研究費補助金 (健康・危機管理対策総合研究事業) 国庫補助による「性暴力被害者が安全にかつ安心して必要なケアを受けられるシステム構築のための調査研究」 (H22-健危-若手-001)

(資料3)



期待される効果

本研究により**被害者**に利益がもたらされるのみでなく、警察から依頼され慣れない証拠採取に応じてきた当直**医師**らは本来の業務に集中でき、**警察**は病院探しの労苦がなくなるなど、関係機関における成果も大きいと考えられる。

また、**被害者の経済的負担**について調査し(被害者が払えない場合には病院等の持ち出し)、今後の新たな施策への提言につながる可能性が期待される。

最終的には、こうしたセンターの存在により関係機関を訪れる被害者が増え、性暴力被害の潜在化を防ぎ、同様の事件の抑止につながる可能性もあり、**Public Safety**という観点からも本研究の果たせる役割は大きいと考えられる。

研究計画

<初年度>

- 被害者が必要とする病院内設備・備品、行政施策、系統だった診察・証拠採取(保管)法、診断書等記載方法について検討する ← 米国カリフォルニア等での研修
- 関係機関との定期的な連絡会を設置する

<次年度>

- 初年度各事項を決定・確立し、ガイドライン作成準備を行う

<最終年度>

- ガイドラインを作成する

なお、個々の被害者の個人情報管理は厳密に行い、データの公表にあたっては個人が特定されないかたちで行う。

対応の実際(1)

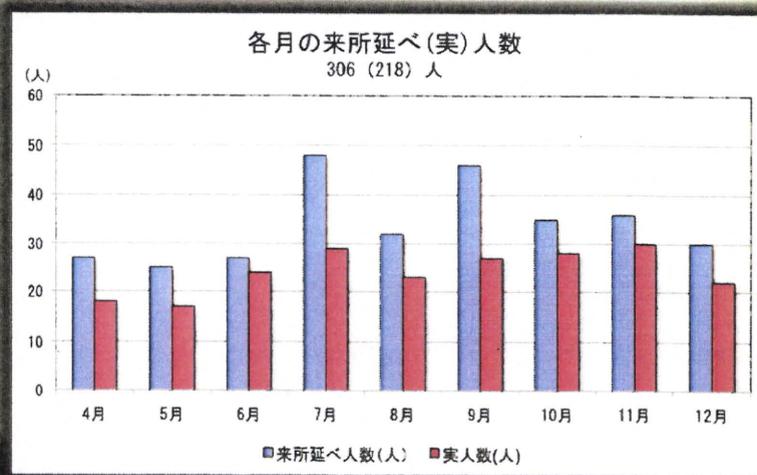
訓練された女性スタッフによる

- 24時間ホットライン
- 24時間来所相談
- 24時間産婦人科的救急医療
〔緊急避妊薬・性感染症治療薬等の処方〕
- 法医学的証拠の採取・保存
- 女性の安全と医療支援ネット連携機関（弁護士・カウンセラー等）の情報提供



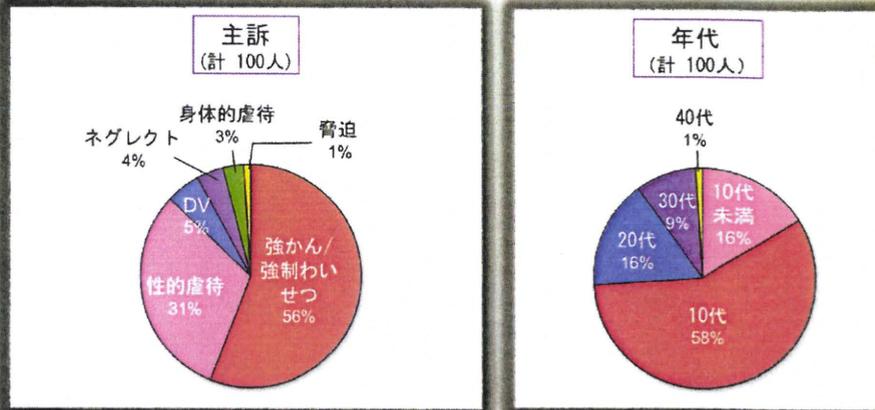
対応の実際(2)

[平成22年4-12月]



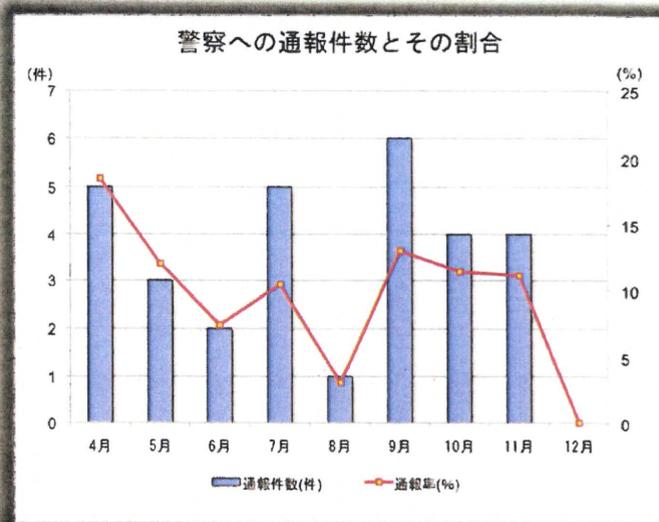
対応の実際(3)

[初診者計100人：平成22年4-12月]



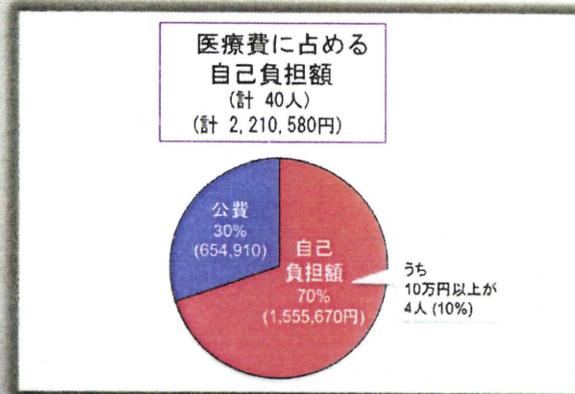
対応の実際(4)

[強かん・強制わいせつ計56人：平成22年4-12月]



対応の実際(5)

[平成22年4-9月]



結果

- 再診率が高い(約87%)
- 被害者の意思を尊重し警察へ届けられない場合の採取試料の証拠能力や保存・保管場所の問題 *Chain of custody*
 - 施錠できる-80°Cの超低温冷凍庫を設置
- 支援者同士、支援者から医師等への引き継ぎ時の問題
 - コーディネーターによるマニュアル作成や連絡ノート等の常備
- 他機関との円滑な連携に関する問題
 - 警察および他支援機関との協議・役割分担の確認
- 継続的により良い対応を提供する必要性
 - 各々月1回の運営会議および症例検討会の開催
- 裁判等を念頭に置いた外陰部の写真撮影に関する問題
- 避妊具使用時の証拠採取の意義に関する問題
- 被害者の経済的負担に関する問題 → 次年度の課題

経済的支援に関する施策

警察庁の被害者支援対策

2006年(平成18年)

性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担による被害者支援について(通達)

警察に対する捜査への協力確保の必要性
本人が負担していた費用を公費負担

- 初診料 (初診時の処置費用を含む)
- 診断書料
- 緊急避妊措置
- 検査費用
- 人工妊娠中絶費用

2009・2010年(平成21・22年度)

性犯罪被害者に係る医療経費等の負担軽減措置

→ 予算措置：112百万円

今後の計画

- 裁判等を念頭に置いた外陰部の写真撮影に関する問題
 - 特に児童ポルノの被害に留意しつつ、デジタルカメラでなく**コルポスコープ**を用いた記録
 - データの蓄積(海外ではアトラス)
- 避妊具使用時の証拠採取の意義に関する問題
 - 海外では潤滑剤成分を検出した報告あり
- 精子が認められない時の腔内容物のDNA鑑定
- 被害者の**経済的負担**
 - シミュレーションと経済的**支援**の模索

上記を検討しつつ、高い再診率を示す現在の対応をもとに
<平成23年度>ガイドラインの草案作成

